

○千代田区落書き・シール等除去用品の支給及び貸出しに関する要綱

令和7年12月12日 7千地安生発第728号

千代田区落書き・シール等除去用品の支給及び貸出しに関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、ボランティア活動者等及び管理者等に対して、落書き、シール等（以下「落書き等」という。）の除去の用に供する物品（以下「除去用品」という。）の支給及び貸出し（以下「支給等」という。）に関する事項を定めることにより、千代田区内（以下「区内」という。）における落書き等の除去活動を推進し、生活環境を向上させることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア活動者等 町会、自治会、商店街、ボランティア団体その他区内において安全・安心又は環境美化に関する活動を行う個人又は団体をいう。
- (2) 管理者等 区内に建物その他工作物、土地、看板等の物件（以下「物件等」という。）を所有し、又はこれらを管理する者をいう。

(支給等の対象となる落書き等)

**第3条** 支給等の対象となる落書き等は、区内の物件等において、公衆の目に触れる部分に、その管理者等の承諾なく描かれた図柄及び文字又は貼付されたシール等をいう。ただし、次に掲げる要件のいずれかを備えるものを除く。

- (1) 落書き等の除去作業について、物件等の管理者等から承諾を得ることができないもの
- (2) まちの美観を維持する観点から、除去する重要性が低いと千代田区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、除去することがふさわしくないと区長が認めるもの

(除去用品として支給等を行う物品)

**第4条** 支給する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 落書き消去剤
- (2) 落書き消去剤使用に係る消耗品
- (3) 前各号に掲げる物品のほか、落書き等の除去に有効であると区長が認める物品

2 貸し出す物品は、次に掲げるものとする。

- (1) シール除去用のヘラ
- (2) シール除去用のカッター

(3) 前各号に掲げる物品のほか、落書き等の除去に有効であると区長が認める物品

(支給等の対象者)

**第5条** 除去用品の支給等の対象者は、区内における建物等の落書き等を除去するボランティア活動者等及び管理者等とする。

(支給等の手続)

**第6条** 除去用品の支給等を受けようとする者は、落書き除去用品支給等申請書兼誓約書(第1号様式)に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、除去用品の支給等又は不支給等の決定を行う。

3 区長は、前項の支給等又は不支給等の決定を行ったときは、落書き除去用品支給等・不支給等決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給等の期間)

**第7条** 除去用品の貸出しの期間は、貸出しを受けた日から21日以内とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、21日を超えて貸出しをすることができる。

(支給等を受けた者の義務)

**第8条** 除去用品の支給等を受けた者は、これを常に良好な状態で使用し、他人に譲渡、売却等をしてはならない。

2 除去用品の貸出しを受けた者は、除去作業が終了したときは、速やかに除去用品を区に返却するとともに、除去作業後の活動場所の状況を写真により区長に報告しなければならない。この場合において、写真の媒体は問わないものとする。

(支給等決定の取消し)

**第9条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給等を受けた者に対し、除去用品の支給等の決定の全部又はその一部を取り消し、支給等を行った除去用品の返却を求めることができる。

(1) 前条第1項の規定に違反したとき

(2) 支給等を受けた除去用品を他の用途に使用したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が支給等の決定の取消しを行う必要があると認めるとき

(弁償)

**第10条** 支給等を受けた者は、除去用品を紛失し、又は損傷した場合は、現品又は実費相当額をもって、区長にこれを弁償しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認める場合におい

ては、この限りでない。

(申請受付の停止)

**第11条** この要綱による除去用品の支給等は、区が所有する除去用品の在庫の範囲内で行い、区の在庫がなくなり次第、申請の受付を停止する。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別記様式 (略)